

令和4年6月 富山市議会定例会議案

(追加送付分)

目 次

報告第 3 4 号	専決処分について承認を求める件（市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件）……………	1 頁
-----------	--	-----

報告第 3 4 号

専決処分について承認を求める件

次の事項を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、その承認を求める。

令和 4 年 6 月 1 0 日提出

富山市長 藤 井 裕 久

記

- 1 市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例制定の件

専決第 1 7 号

市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例制定
の件

市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のよ
うに定める。

令和 4 年 6 月 3 日専決

富山市長 藤 井 裕 久

市長及び副市長の給与に関する条例の一部を改正する条例
市長及び副市長の給与に関する条例（平成 1 7 年富山市条例第 5 6
号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 4 令和 4 年 6 月 1 日から同月 3 0 日までの間における第 3 条の規定
の適用については、市長にあつては同条第 1 号に規定する額から当
該額に 1 0 0 分の 3 0 を、副市長にあつては同条第 2 号に規定する
額から当該額に 1 0 0 分の 1 0 をそれぞれ乗じて得た額を減じて得
た額とする。ただし、期末手当及び退職手当の額の算定の基礎とな
る給料月額については、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

